



宮 崎 県 公 報

令和 4 年 3 月 31 日 (木曜日) 号外 第 17 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

条 例	頁
○宮崎県税条例の一部を改正する条例…………… (税務課) 1	

本号で公布された条例のあらまし

- ◎ 宮崎県税条例の一部を改正する条例 (条例第17号)
 - 1 改正の理由及び主な内容
地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
 - 2 施行期日
この条例は、令和4年4月1日から施行することとしました。

条 例

宮崎県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和4年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第17号

宮崎県税条例の一部を改正する条例

宮崎県税条例 (昭和29年宮崎県条例第19号) の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後						
(法人の事業税の税率等) 第32条 法人の行う事業 (電気供給業、ガス供給業 (法第72条の2第1項第2号に規定するものをいう。次項において同じ。))、保険業及び貿易保険業を除く。第4項において同じ。) に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。	(法人の事業税の税率等) 第32条 法人の行う事業 (電気供給業、ガス供給業のうち導管ガス供給業 (法第72条の2第1項第2号に規定するものをいう。次項において同じ。)) 及び特定ガス供給業 (法第72条の2第1項第4号に規定するものをいう。第4項において同じ。))、保険業並びに貿易保険業を除く。第5項において同じ。) に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。						
(1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額 ア・イ [略] ウ 下の表の左欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額	(1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額 ア・イ [略] ウ 各事業年度の所得に 100分の1の税率を乗じて得た金額						
<table border="1"> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年 400万円以下の金額</td> <td>100分の 0.4</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年 400万円を超え年 800万円以下の金額</td> <td>100分の 0.7</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年 800万円を超える金額</td> <td>100分の 1</td> </tr> </table>	各事業年度の所得のうち年 400万円以下の金額	100分の 0.4	各事業年度の所得のうち年 400万円を超え年 800万円以下の金額	100分の 0.7	各事業年度の所得のうち年 800万円を超える金額	100分の 1	
各事業年度の所得のうち年 400万円以下の金額	100分の 0.4						
各事業年度の所得のうち年 400万円を超え年 800万円以下の金額	100分の 0.7						
各事業年度の所得のうち年 800万円を超える金額	100分の 1						

(2)・(3) [略]

2 電気供給業（小売電気事業等（法第72条の2第1項第3号に規定するものをいう。次項において同じ。）及び発電事業等（同号に規定するものをいう。次項において同じ。）を除く。）、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に 100分の1の税率を乗じて得た金額とする。

3 [略]

4 3以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が 1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の付加価値額に 100分の 1.2の税率を乗じて得た金額

イ 各事業年度の資本金等の額に 100分の 0.5の税率を乗じて得た金額

ウ 各事業年度の所得に 100分の1の税率を乗じて得た金額

(2) [略]

(3) その他の法人 各事業年度の所得に 100分の7の税率を乗じて得た金額

(不動産の取得に係る申告又は報告の義務)

第38条 [略]

2・3 [略]

4 法第73条の14第6項から第14項までの規定に該当する者は、第1項の規定により提出すべき申告書に、当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税の課税標準から同条第6項から第10項まで及び第14項並びに第35条の2各項の規定により、それぞれ定められた相当額を控除すべきであることを証明するに足る権限ある機関の証明書その他の書類を添えなければならない。

5 [略]

附 則

(法人の事業税の税率の特例)

第7条 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第32条第1項第2号中

各事業年度の所得のうち年 400万円を超える金額	100分の 4.9
--------------------------	-----------

とあるのは

各事業年度の所得のうち年 400万円を超え年10億円以下の金額	100分の 4.9
各事業年度の所得のうち年10億円を超える	100分の 5.7

(2)・(3) [略]

2 電気供給業（小売電気事業等（法第72条の2第1項第3号に規定するものをいう。次項において同じ。）及び発電事業等（同号に規定するものをいう。次項において同じ。）を除く。）、導管ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に 100分の1の税率を乗じて得た金額とする。

3 [略]

4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

(1) 各事業年度の収入金額に 100分の0.48の税率を乗じて得た金額

(2) 各事業年度の付加価値額に 100分の0.77の税率を乗じて得た金額

(3) 各事業年度の資本金等の額に 100分の0.32の税率を乗じて得た金額

5 3以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が 1,000万円以上のもの(法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人を除く。)が行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) [略]

(2) 特別法人以外の法人 各事業年度の所得に 100分の7の税率を乗じて得た金額

(不動産の取得に係る申告又は報告の義務)

第38条 [略]

2・3 [略]

4 法第73条の14第7項から第15項までの規定に該当する者は、第1項の規定により提出すべき申告書に、当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税の課税標準から同条第7項から第11項まで及び第15項並びに第35条の2各項の規定により、それぞれ定められた相当額を控除すべきであることを証明するに足る権限ある機関の証明書その他の書類を添えなければならない。

5 [略]

附 則

(法人の事業税の税率の特例)

第7条 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第32条第1項第2号中

各事業年度の所得のうち年 400万円を超える金額	100分の 4.9
--------------------------	-----------

とあるのは

各事業年度の所得のうち年 400万円を超え年10億円以下の金額	100分の 4.9
各事業年度の所得のうち年10億円を超える	100分の 5.7

金額	金額
<p>と、同条第4項第2号中「100分の4.9」とあるのは「100分の4.9（各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の5.7）」とする。</p>	<p>と、同条第5項第1号中「100分の4.9」とあるのは「100分の4.9（各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の5.7）」とする。</p>
<p>（不動産取得税の新築家屋の取得の日に係る特例）</p>	<p>（不動産取得税の新築家屋の取得の日に係る特例）</p>
<p>第10条 第41条の規定の適用については、法第73条の24第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得が平成16年4月1日から令和4年3月31日までの間に行われたときに限り、第41条第2項の表中「2年」とあるのは、「3年（同日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として政令附則第6条の17第2項で定める場合においては、4年）」とする。</p>	<p>第10条 第41条の規定の適用については、法第73条の24第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得が平成16年4月1日から令和6年3月31日までの間に行われたときに限り、第41条第2項の表中「2年」とあるのは、「3年（同日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として政令附則第6条の17第2項で定める場合においては、4年）」とする。</p>
<p>附 則</p>	
<p>（施行期日）</p>	
<p>1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。</p>	
<p>（事業税に関する経過措置）</p>	
<p>2 この条例による改正後の宮崎県税条例（以下「改正後の条例」という。）の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。</p>	
<p>3 施行日以後最初に開始する事業年度（以下この項において「最初事業年度」という。）開始の日の前日を含む事業年度において、ガス供給業のうち改正後の条例第32条第1項に規定する導管ガス供給業及び同項に規定する特定ガス供給業以外のもの（以下この項において「対象ガス供給業」という。）を行っていた法人（ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第10項に規定するガス製造事業者又は電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）に限る。）の対象ガス供給業に係る事業税の課税標準である各事業年度の所得を地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正後の地方税法第72条の23第1項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例により算定する場合には、当該法人が、当該法人の最初事業年度開始の日前10年以内に開始した各事業年度において、対象ガス供給業に係る事業税の課税標準である当該各事業年度の所得を地方税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の地方税法第72条の23第1項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この項において「令和2年改正前法人税法」という。）第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に係る当該法人の個別所得金額（令和2年改正前法人税法第81条の18第1項に規定する個別所得金額をいう。）の計算の例により算定していたものとみなす。</p>	

